

# 令和5年度 構造上身体障害者等の利用に専ら供する自動車の自動車税（種別割・環境性能割）の減免制度（構造減免）

構造上身体障害者等のために専ら供する自動車で、実際に身体障害者等のために使用すると認められる自動車については、申請により自動車税（種別割・環境性能割）を減免することができます。

## 1. 減免の要件（次の全ての要件を満たしている必要があります。）

**要件1** 8ナンバーで登録された特種用途自動車であること。

**要件2** 自動車検査証（車検証）の車体の形状欄に「車いす移動車」、「身体障害者輸送車」又は「入浴車」の記載があること。

※車いすの昇降装置（リフト、スロープ）、固定装置又は浴槽等が設置されている自動車をいいます。

**要件3** 自動車が実際に身体障害者等のために専ら使用されること。

## 2. 申請期間等

申請自動車の区分	申請期間	減免対象税目	
		自動車税（種別割）	自動車税（環境性能割）
既所有	令和5年5月31日（水）まで	減免	-
新規登録	登録日又は登録日から30日以内	減免	減免
移転登録		令和6年度から減免	減免

※「既所有」とは、登録済みの自動車を令和5年4月1日（土）午前0時時点で所有していることをいいます。申請書に個人番号又は法人番号を記載してください。

※減免額に上限はありません（全額減免となります。）。

※申請期間を過ぎても申請はできますが、自動車税（種別割）の減免の始期は翌年度となり、また、自動車税（環境性能割）を減免することはできません。

※登録と同時に減免申請をした場合に限り、登録時における自動車税（種別割・環境性能割）の納付は不要です。納付後に減免が決定した場合は、他の県税に未納がない限り、追って減免額を還付します。

## 3. 必要書類

### ①自動車税（種別割）・自動車税（環境性能割）減免申請書

※申請車両が既所有車（令和5年4月1日（土）午前0時時点で所有している車）である場合には法人番号又はマイナンバー（個人番号）の記載が必要です。

マイナンバー（個人番号）確認書類の詳細については⑥を御覧ください。

### ②自動車検査証（車検証）【写し】

※電子車検証の場合、車検証【写し】に加えて「自動車検査証記録事項」【写し】も提出してください。

### ③車両使用計画書

### ④使用者が運営する施設の概要が分かるパンフレット等（法人利用の場合）

※介護タクシー事業で使用する場合は、営業案内パンフレット等及び山梨運輸支局の許可書【写し】を添付してください。

### ⑤対象車両の写真（申請時に当事務所職員が撮影しますので、必ず自動車を持ち込んでください。）

〔撮影箇所〕自動車の前部・後部・側部・改造部（リフト・スロープ等）・車台番号

### ⑥マイナンバー（個人番号）確認書類

※納税義務者が個人であって申請車両が既所有車（令和5年4月1日（土）午前0時時点で所有している車）である場合のみ必要です。

【本人（納税義務者）】が申請する場合

○マイナンバー（個人番号）カードがある場合

マイナンバーカード（原本）のみで本人確認が可能です。

○マイナンバーカードがない場合

①番号確認書類（以下から1つ※原本）

- ・通知カード
- ・個人番号の記載のある住民票

+

②顔写真付身分証明書（以下から1つ）

- ・運転免許証
- ・身体障害者手帳
- ・精神障害者保健福祉手帳 等

【代理人（家族・販売業者 等）】が申請する場合

①納税義務者の番号確認書類

（以下から1つ※原本又は写し）

- ・マイナンバーカード（両面）
- ・通知カード
- ・個人番号の記載のある住民票

+

②代理人の顔写真付身分証明書

（以下から1つ）

- ・代理人の個人番号カード
- ・運転免許証
- ・パスポート 等

+

③代理権確認書類

- ・委任状
- ※県ホームページから取得可能

#### 4. 申請場所

山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）C棟2番窓口  
受付時間：8時30分～17時15分（土日祝日及び年末年始（12/29～1/3）を除く。）  
〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-4  
TEL:055-262-4662 FAX:055-263-2421  
※郵送等での受付は行っていません。

#### 5. 注意事項

- ・減免が承認されると、毎年度自動的に減免が継続されますが、実際に身体障害者等のために専ら使用されなくなった場合は、減免が取消しとなりますので、山梨県自動車税センターまで御連絡ください。
- ・リース車両や介護タクシー等の営業用の自動車も対象となります。
- ・リース車両等で所有者の変更があった場合（納税義務者の変更があった場合）や、車両使用計画に変更が生じた場合は、再申請が必要となります。再申請の際は、再度写真撮影を行いますので、申請時に自動車の持込みをお願いいたします。

【減免の手続き・お問い合わせ先】

山梨県自動車税センター（山梨県総合県税事務所自動車税部）自動車税課 課税調査担当  
〒406-8558 山梨県笛吹市石和町唐柏 1000-4 TEL 055-262-4662 / FAX 055-263-2421  
※開庁時間：8時30分～17時15分（土日祝日及び年末年始を除く。） C棟2番窓口